

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 B001 特定疾患治療管理料 10 入院栄養食事指導料  <b>【名称の見直し】</b>  <b>【項目の見直し】</b>  <b>【注の見直し】</b>  <b>【注の追加】</b>	入院栄養食事指導料  130点  注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。  (追加)	入院栄養食事指導料 (週1回)  イ 入院栄養食事指導料1 130点 ロ 入院栄養食事指導料2 125点  注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。  注2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）において、入院中の患者であって、別に厚

12 心臓ペースメーカー指導管理料

【項目の見直し】

イ 遠隔モニタリングによる場合 550点  
 ロ イ以外の場合 360点

生労働大臣が定める特別食を必要とするもの  
 に対して、当該保険医療機関の医師の指示に  
 基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が  
 具体的な献立によって指導を行った場合に、  
 入院中2回を限度として算定する。

イ 遠隔モニタリングによる場合 550点  
 ロ 着用型自動除細動器による場合 360点  
 ハ イ又はロ以外の場合 360点

【注の見直し】

注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用し  
 ている患者であって入院中の患者以外のもの  
 に対して、療養上必要な指導を行った場合に  
 、イにあつては4月に1回に限り、ロにあつ  
 ては1月に1回に限り算定する。ただし、イ  
 を算定する患者について、算定した月以外の  
 月において、当該患者の急性増悪により必要  
 な指導を行った場合には、1月に1回に限り  
 ロを算定する。

注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用し  
 ている患者（イ及びハについては入院中の患  
 者以外のものに限る。）に対して、療養上必  
 要な指導を行った場合に、イにあつては4月  
 に1回に限り、ロ及びハにあつては1月に1  
 回に限り算定する。ただし、イを算定する患  
 者について、算定した月以外の月において、  
 当該患者の急性増悪により必要な指導を行っ  
 た場合には、1月に1回に限りハを算定す  
 る。

【注の追加】

(追加)

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合  
 しているものとして地方厚生局長等に届け出  
 た保険医療機関において、当該患者（ロを算  
 定する場合に限る。）に対して、植込型除細